

令和 7 年度東かがわ市シティプロモーション戦略策定業務プロポーザル審査会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 19 日

東かがわ市長 上村 一郎

令和 7 年度東かがわ市シティプロモーション戦略策定業務プロポーザル審査会設置要綱

(設置)

第 1 条 令和 7 年度東かがわ市シティプロモーション戦略策定業務の施行に当たり、公平かつ公正な受託者の選定に資するため、令和 7 年度東かがわ市シティプロモーション戦略策定業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所管事務)

第 2 条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 評価基準に関すること。
- (2) 提案書の審査及び評価に関すること。
- (3) 優先交渉権者の決定に関すること。
- (4) その他プロポーザルの審査に関し必要と認められること。

(組織)

第 3 条 審査会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 市民部長
- (4) 事業部長
- (5) 教育部長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 7 年 5 月 19 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(委員長)

第 5 条 審査会には、委員長を置き、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の開催及び議決)

第 6 条 審査会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の出席が 3 分の 2 を超えなければ成立しないものとする。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 審査会は、必要に応じ関係職員を会議に出席させ、その意見を求めることができるものとする。

(事務局)

第7条 審査会の庶務は、東かがわ市総務部戦略情報課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年5月19日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。